

人間のための福祉支援実践論研究

－ アオテアロア／ニュージーランドにおける権利擁護システムの分析－

八 卷 正 治*

A Study on Practical Theory of Humanistic Social Work
－ Analysis of Advocacy System in Aotearoa/New Zealand－

Masaharu YAMAKI

Summary

This paper analyzes the factors necessary for forming an inclusive society from the perspectives of both the education and community support systems. Laws which prevent discrimination and which also promote the activities of advocacy organizations are necessary for building an inclusive society all members of which are expected to be sensitive to human rights issues. Aotearoa/New Zealand seems to promote the human rights issues.

Each person's own independence must be respected when building an inclusive society. Growing out of a sense of human rights, the establishment of the power of self-decision making, the protection of human rights and the formation of multicultural groups or societies are all necessary in order to build an inclusive society. Aotearoa/New Zealand is described as a model community where people with disabilities may fully enjoy life.

Aotearoa/New Zealand has a very advanced human rights consciousness and various rights protection groups are active. The bases of the activities of the rights protection groups are The Education Act 1989, The Human Rights Act 1993, and New Zealand Disability Strategy, 2001.

The human rights protection groups in Aotearoa/New Zealand are IHC, CCS, SES, DPA, and SAMS. These groups have pushed for the establishment of an inclusive support system within the community as opposed to the former care system based on a protection principle that placed individuals in institutions isolated from the community.

The final stage of inclusive society formation is the establishment of a community support system after the dismantling and closure of the large-scale institutions.

keywords: Advocacy Aotearoa/New Zealand Human Rights

論究視点

社会福祉法（2000年）制定以降における、わが国のソーシャルワーク実践は、当事者本人の内在的な成長力に注視する支援視点であるところのエンパワメント・アプローチ（Empowerment Approach）や、当事者本人のプラス側面や強さに焦点を当てた支援理念であるストレングス・モデル（Strengths Model）に基づく支援論が次第に確立されつつある。つまりそれは利用当事者を軸とした支援論、すなわちコンシューマー・コントロール（Consumer Control）の視点である。そこには利用当事者を福祉支援サービスの提供を受け取る、まさに

* 尚綱学院大学女子短期大学部 教授

消費者 (Consumer) としてとらえる視点が明確に位置づいている。つまりは利用当事者をプラス存在としてとらえるまなざしが明確に位置づいている。

しかしその一方で、わが国の場合、強固なまでのマイナス存在論の視点に基づくところの「保護収容・指導訓練」的視点を有する支援実践論が永らくその主流を占めてきた。以下に示すのは教育心理学分野における著名な研究者であり、かつ御殿場コロニー所長でもあった牛島義友による「精神薄弱者が存在する意義」と題された文章である。この本が出版されたのが1973年とはいえ、そこには知的制約を有する当事者本人に対するマイナス存在論に基づく露骨なまでの差別的な視点が示されている。ちなみに、糸賀一雄による『この子らを世の光に』(拍樹社)、および『福祉の思想』(日本放送出版協会)が出版されたのは、それぞれ1965年と1968年であり、また特別支援教育分野においては、1973年から東京都による養護学校希望者全員就学制が導入され、1979年度からは、いわゆる「養護学校義務制」が施行される、といった状況下にあった。

「精神薄弱者は無価値な存在である。彼らにもいくらかの存在価値があると理由づけても問題が解決しない存在である。…精薄者たちはただ役に立たない存在であるだけでなく、積極的に親を困らせる存在である。…こうなると、価値が少ない存在どころか、逆に有害な存在であり、せめて手がかからないようになるのを目標として必死の治療教育をしなければならないことになる。このような次第で、精薄者は本来無価値なものであり、彼らにわずかばかりの能力や価値を見出すことによっても問題解決にならない存在である。彼らの問題を考えるには、まずこの無価値さに撤して考える必要がある。」

【註1】

ところで以下の記事は、「明花さん、正式に入学…下市町が就学通知」と題された、2009年7月22日づけの読売新聞である。このように、こうしたマイナス存在論に基づく視点に基づく差別事象は、今なお各地で散見される。

脳性まひで車いす生活を送る奈良県下市町の谷口明花さん(12)と両親が町立下市中学入学を求めている問題で、同町は21日、明花さんに就学通知書を手渡し、正式に入学を認めた。これを受け、明花さん側は、同町を相手取り、入学許可などを求めた訴訟を取り下げた。明花さんは今年4月、バリアフリーが整っていないことを理由に入学を拒否する同町に、入学許可などを求める訴訟を奈良地裁に提訴。地裁は6月、仮の入学を認める決定をした。町は大阪高裁に即時抗告したが、取り下げていた。読売新聞の取材に、下市町の中本康行副町長は「明花ちゃんには大変迷惑をかけ、申し訳なかった」と話した。

前述したように、社会福祉法制定以降、第三者評価機関による外部評価や、権利擁護に基づく利用当事者を主軸とした福祉支援サービスが展開されてきている一方で、今なおこうした露骨なまでの権利侵害事象が数多く生起している。問題の根源は、何よりもわが国には権利擁護に基づく、国家としての明確なる差別禁止法や人権法が存在しないことによる。

そこで本小論は、権利擁護システムが高度に整備されてきた、アオテアロア/ニュージーランド (Aotearoa/New Zealand) における権利擁護システムの分析を通して、ディスアビリティを有する当事者本人を主軸としたコンシューマー・コントロールに基づく福祉支援実践論の在

り方について論じてみたい。

〔I〕 権利擁護機関・組織の活動

アオテアロア／ニュージーランド（以下、ニュージーランド）では、心身の機能的側面に顕著なる制約状態を内包している人びと（People with Disabilities）が、地域社会から隔離・分離された生活形態（具体的には大規模居住型福祉施設、つまりはコロニー型施設）ではなく、地域社会の一員として、その特性や状態に応じた支援を受けつつ、通常の生活を過ごすための条件整備、すなわちインクルーシヴ社会構築が積極的に進められてきた。その結果、保護・隔離主義的視点をベースとした大規模居住型施設方式によるインスタチュエーションナライゼーション（Institutionalization）から、デインスタチュエーションナライゼーション（Deinstitutionalization）、すなわち施設解体閉鎖に伴う施設退所方式による地域支援システムへの政策転換が積極的に展開されてきた。

そうした中で、ニュージーランドではインクルーシヴ学習支援を明確に打ち出した「教育法（The Education Act, 1989）」や、権利擁護に関する包括的な差別防止法である「人権法（Human Rights Act, 1993）」が制定され、実施に移された。さらには、施設解体閉鎖に伴う施設退所による支援システムを推進すべく、2001年にその施行をみたところの「ニュージーランド・ディスアビリティ方策（New Zealand Disability Strategy, 2001）」によって、インクルーシヴ社会構築へ向けた国家としての明確な政策が位置づけられるに至ったのである。

以上、インクルーシヴ社会の構築へ向けて整備が推し進められてきたニュージーランドでは、権利擁護関連法の整備確立を基盤としつつ、さまざまな組織団体がその活動を展開してきた。「IHC」「CCS」「SES」「SAMS」等の権利擁護組織や機関がそれであり、当事者主体で組織された権利擁護団体の統括機関である「DPA」も、その推進のための大きな役割を果たしている。そこで、それらの権利擁護組織・機関について、その概要を述べる。

（1）IHC（IHC New Zealand Inc.）

IHCは知的制約者たち（People with Intellectual Disabilities）への福祉支援サービスを提供するためのニュージーランドにおける代表的な権利擁護団体であり、国内各地に数多くの支部組織やサービスセンターを有している。IHCは、1949年に当事者家族のための組織体（Intellectually Handicapped Children's Parents Association）として活動が開始されたが、その後、“Handicapped”という表現が不適切であるとの判断から、1994年以降は、ただ単に“IHC New Zealand Inc.”と称している。

IHCは「知的制約を有する人びとは、敬意と尊厳を伴って取り扱われる権利を有している」との権利擁護の視点に基づき、地域支援サービス活動を展開するとともに、「知的制約者たちが地域社会内において通常の構成員としての生活が享受できるための支援活動を展開する」とのインクルージョン理念のもとに、知的制約を有する当事者本人たちの権利や福祉の向上を主張し、当事者本人たちが地域社会で満足のゆく生活を過ごすことができるための支援サービス活動を展開している。

(2) CCS (New Zealand CCS Inc.)

CCS は身体的制約児 (者) のための権利擁護組織の名称であり、1935 年にその活動が開始され、IHC と同様に、国内各地に支部組織やサービスセンターを有している。CCS は当初、“Crippled Children Society” という組織名称が使われたが、“Crippled Children” という表現が不適切であるとの判断から、1990 年以降は “New Zealand CCS Inc.” と称している。

(3) SES (Special Education Service)

インクルーシヴ学習支援を効果的に進めるために、1989 年教育法によって特別教育サービス (Special Education Service:SES) が設立された。SES の主たる役割は、特別な支援ニーズを有する児童生徒たちに対する学習支援活動や、両親や保護者たちに対する助言活動であるが、これと同時に、教師や支援スタッフたちに対する助言やトレーニングの機会も提供している。

(4) SAMS (Standards and Monitoring Services Trust)

SAMS は当事者たちへの支援サービス内容をモニタリングするための機関として IHC の組織内に設立されたが、その後、1990 年に独立した福祉支援サービス評価機関となり、「知的制約者は地域社会の構成メンバーとして、通常の価値ある生活を過ごすための権利が与えられるべきである」との活動理念に基づいて権利擁護活動を展開している。【註 2】

(5) DPA (Disabled Persons Assembly New Zealand Inc.)

DPA は、ディスアビリティを有する当事者本人たちや、関連団体、さらには福祉支援サービスを提供している組織による連合体であり、国内各地に支部組織を有し、活発な権利擁護活動を展開している。

【Ⅱ】 権利擁護関連法、および方策

ニュージーランドではディスアビリティを有する当事者たちの権利擁護を図るために、さまざまな関連法や方策が策定され、実行に移されてきた。それが教育法・人権法、そしてニュージーランド・ディスアビリティ方策である。

(1) 教育法 (The Education Act, 1989)

ニュージーランドでは、1990 年から教育法 (The Education Act, 1989) が実施に移され、それによってインクルーシヴ学習支援活動が積極的に展開されるに至った。すなわち、この教育法によって、当事者である児童生徒と保護者自身が入学すべき学校を選択できる権利 (就学先選択権) が保障されるに至ったのである。その結果、多くの就学段階における特別な支援ニーズを有する児童生徒たちが地域の通常学校へと通うことが可能となった。そしてその際には、本人のディスアビリティの状態によって、通常学級内での学習が困難と判断された場合には、当事者の同意を得たうえで、通常学校内に設置されているアタッチドユニット (attached unit) と称される特別クラスに在籍しながら、可能なかぎりインクルーシヴ学習支援が展開されている。

そうした中で、ニュージーランドの高等教育機関 (Tertiary institutions) である大学や、

ポリテクニク（Polytechnic）では、前述した教育法をはじめとして、教育の機会均等を保障するための“The Bill of Rights Act, 1990”や、機能的制約状態を有するサービス消費者としての権利を守るための“The Health and Disability Commissioner Act, 1994”等によって、ディスアビリティを有する当事者学生に対する学習アクセス権が高度に整備されるに至った。その結果、当事者学生たちへ対する支援サービス部門として“Disability Liaison Support Service Office”が、すべての大学やポリテクニク内に設置されるようになり、専門知識や技能・経験を有する専任スタッフによる当事者学生への支援サービス活動が展開されている。【註3】

（2）人権法（Human Rights Act, 1993）

ニュージーランドでは1994年2月1日より、権利擁護に関する包括的な差別法としての人権法（Human Rights Act, 1993）が施行された。なお、2001年12月には一部改正がなされた。

人権法は、それまでの人権委員会法（Human Rights Commission Act, 1977）に比べ、新たにディスアビリティを有する人びと等への差別是正を含む、計153項目にわたる詳細な差別防止法である。その結果、性・婚姻状態・年齢・宗教上あるいは倫理上の信念・機能的制約状態・政治上の意見・雇用状態・家族状況や同性愛者等へ対する不法な差別への範囲を拡げたものとなった。

この人権法を取り扱うのが人権委員会（Human Rights Commission）であり、人権に関する国際連合国際契約（United Nations International Covenants on Human Rights）に従ってニュージーランド国内で人権問題が前進するように奨励することに関する一般的な役割を担っている。この委員会は8名の委員たちで構成され、議長の役割を果たす人権委員（Human Rights Commissioner）、人種関係調停者（Race Relations Conciliator）、訴訟手続き委員（Proceedings Commissioner）、プライバシー委員（Privacy Commissioner）、およびその他の委員で構成され、司法大臣の推奨に基づき、英連邦の総督によって任命される。人権委員会は、権利擁護や人権尊重の理念を促進し、個人、および多様なグループ間での調和のとれた関係を促進する。そして雇用に関する平等な機会を導き、それをモニタリングして、助言する。また、差別に関する広報活動を展開し、苦情解決にあたる。さらに人権委員会は、人権法が適正に実施されているかどうかを監視し、人権法によって禁止されている不法な差別の不満や苦情を調査し、もしも必要があれば、苦情再調査裁判所（Complaints Review Tribunal）に対して不満や苦情に関する訴訟手続きを行なうことができる。

（3）ニュージーランド・ディスアビリティ方策（New Zealand Disability Strategy, 2001）

ニュージーランドでは、前述したIHCをはじめとした権利擁護組織からのアピール等によって、1980年代半ばから施設解体閉鎖への流れが加速し始め、その結果、大規模収容型施設の解体閉鎖へとつながっていった。そして、国家の方針としてそれを明確に位置づけたのが、15の目的と113の行動指針を有し、2001年4月から始動したところの“New Zealand Disability Strategy, 2001”である。そこには、「この方策のビジョンは、充分なるインクルーシヴ社会の構築である」との考えに基づき、インクルーシヴ社会の構築へ向けて、次のような高い理念が提示されている。

「損傷（impairments）を有する人びと自身が、我々の生活を大いに高く評価し、我々の最

大限の参加の質を絶えず高める社会に住んでいるとすることができる時、ニュージーランドはインクルーシヴ国家と言えるであろう。」【註4】

ちょうどICIDHからICFへの概念規定の転換前後といった背景もあるが、“New Zealand Disability Strategy, 2001”には“Impairments”という単語が強調されている。すなわち“Disabilities”、つまりは機能的な「できなさ」に注視するのではなく、程度の差こそあれ、皆が共通に有している“Impairments”に注視すべき、との視点である。例えば次のような表現に、そのポリシーが明確に示されている。【註5】

「ディスアビリティとは、個人が有する何かではない。個人が有しているのは損傷（impairments）である。それらは身体的・感覚的・神経的・精神医学的、あるいは知的、もしくは他の損傷かもしれない。ディスアビリティとは、あるひとつのグループの人びとが、他の人びとが有している損傷を理解しないまま、自分たちの生活方法のためだけの世界を構築することによって障壁（バリア）を作るときに生起するプロセスなのである。」【註6】

さらには、“New Zealand Disability Strategy, 2001”を受けて、保健省（The Ministry of Health）が作成した“Disability Services Strategic Plan 2008-2010”には、“Consumer participation”という表現が示されている。すなわち、ニュージーランド政府は、利用当事者を「支援サービス提供を受ける消費者」としてとらえている、ということである。そのごとくに、「我々のビジョンは、ディスアビリティを有した人びとが自らの家に住み、他のニュージーランド人たちと同じ方法で地域社会に参加できるといったところにある」と述べ、コンシューマーとしての認識に基づき、当事者本人に対して、次のような具体的イメージを提示している。【註7】

- 公平（Equity）・・あなたは他の皆と、同じように扱われる。
- 敬意（Respect）・・あなたは個人として尊敬される。
- エンパワメント（Empowerment）・・あなたは自分がどう生きるかについてコントロールできる。
- 連帯感（Connectedness）・・もしあなたが願うなら、あなたにとって重要な家族との結びつきが得られる。
- 責任（Responsibility）・・あなたは自分の願いやニーズについての実行が可能である。
- 自由（Freedom）・・あなたは自分自身にとって有意義な選択権を有する。
- 品質（Quality）・・あなたは自分の必要性に対して、安全かつ適切な支援が得られる。

ところで、福祉支援の重要な目的のひとつが、利用当事者自身のセルフ・アドボカシー（self advocacy）の深化・向上を図ることであるが、そのためIHCではセルフ・アドボカシーの目標について次のように提示している。【註8】

- 自己決定（Self determination）・・あなたが望む内容の人生を過ごす方法の決定。
- エンパワメント（Empowerment）・・あなたに影響を与えるすべての決定において自分の意見を持つこと。

- 選択 (Choice) ・あなたの可能性と良き機会について理解すること。
- インクルージョン (Inclusion) ・他の皆と同じように地域社会の一員であること。
- 参加 (Participation) ・地域社会での活動を分かち合うこと。
- パートナーシップ (Partnership) ・あなたの目標を達成するために、他の人々と対等な人間として取り組むこと。

こうしてみると、ニュージーランドの場合、保健省が設定する視点や方向性と、時としてラディカルとも称される、権利擁護組織体としてのIHCが提示する方向性が類似していることに気づく。すなわち、“Disability Strategy”に関する、政府と現場の理念や方向性が、さほど乖離していないことが、ここで理解できるのである。

【Ⅲ】 Deinstitutionalization

ニュージーランドの施設解体閉鎖への方策を推進する上で大きな役割を果たしてきたのは前述したIHCであるが、その機関誌である“Community Movies” (Vol.33; 1995) には、ニュージーランドの病院型居住施設における知的制約者、および精神疾患患者の居住者数の推移が示されている。それによると、1964年には約10,500人であったのが、1992年には約4,500人に減少しており、また知的制約者の新規施設入所者数は、1969年には400名を数えたが、1992年にはわずかに21名にまで減少してきている。したがって、ニュージーランドでは1990年代前半において、すでに施設解体閉鎖への実質的なカウントダウンが開始されていたことがここで理解できる。

さて、こうした具体的なアクションに伴い、1990年代には福祉支援のフィールド研究者たちによって大規模収容型福祉施設、つまりはコロニー型施設の解体閉鎖に伴う地域移住についての当事者本人に対するインタビューがいくつかなされているが、その中でA.Hornerは「Leaving the Institution - Social Support, Friendship and Quality of Life -」と題した研究報告書(1994; pp.159～183)の中で、以下のような指摘を行っている。【註9】

The important issue in this area is no longer deinstitutionalisation but the development of appropriate and effective services for people with disabilities living in the community.

この記述で興味深い点は、すでに1990年代前半において、もはや施設解体閉鎖の可否を論じるのではなく、問題はその次の段階であるところの、地域社会で生活する当事者本人に対する高品質のサービス提供内容にある、と結論づけている点である。

さて、“New Zealand Disability Strategy, 2001”の政策的な支えを受けて、2006年にはニュージーランドにおける最後のコロニー型施設であったキンバリー・センター(Kimberley Centre)の解体閉鎖を迎えるに至った。ちなみに、2001年8月に作成されたキンバリー・センター解体閉鎖計画書は、A4判で126頁におよぶ詳細な実施プランであり、その文書には、大規模収容型福祉施設での支援方式から、地域に密着した福祉支援システムへの転換といった、ニュージーランド政府の強い意思が明確に記されている。

キンバリー・センターの解体閉鎖にあたり、保健大臣であったピート・ホジソン(Pete

Hodgson) は、2006年11月14日のニュージーランド議会において、「大規模施設収容主義の終焉 (The end of Institutionalisation)」と題したスピーチを行っている。その中でホジソン大臣は、「ニュージーランド・ディスアビリティ方策のポイントは、人々に通常の生活を附与するところにある。そしてそれは、この国の人びとすべてが有している権利でもある。しかしこうした認識に到達するまでに、我々は長い期間を要する必要があった。」と、これまでの歴史的な経緯を詳細に述べている。【註10】

【Ⅳ】 多文化共生社会への展望

今日の社会福祉はソーシャル・インクルージョンを、その理念目標として展開が図られている。換言すれば、それはインクルーシヴ社会の構築ということであり、あるいは多文化共生福祉と称しても良い。【註11】

インクルーシヴ社会の構築のためには、人間を表面的 (外面的) な能力を以て価値づけようとするのではなく、その存在そのものに対して絶対的な価値を見いだそうとする人間理解が必要である。さらには、個々人の相違性や特性を相互に受容し合い、是認したうえでの穏健なる社会変革をも巻き込んだホリスティック (holistic) な社会形成が必要不可欠である。

さて、わが国の政府は、2003年からの10年間を計画期間とする「障害者基本計画」を策定し、併せて基本計画に基づく諸施策の着実な推進を図るため、2007年12月25日に「障害者施策推進本部決定」として、前期5年間に関する「重点施策実施5か年計画 (障害の有無にかかわらず国民誰もが互いに支え合い共に生きる社会へのさらなる取組)」を策定した。以下に示すように、この「障害者基本計画」において提示された理念は共生社会構築への方向性を有している。

「共生社会は、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会であるとともに、障害者が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画し、その一員として責任を分担する社会である。」

しかし、わが国の場合は、これまで長期にわたる強固なまでの排他主義的な国家運営システムからの脱皮転換作業が、ようやく開始され始めたにすぎない。すなわち、1997年によくして消滅をみたところの、民族差別法としての「北海道旧土人法」、および、その妥協策としての「アイヌ文化振興法」に象徴されるごとく、永らくアイヌ民族を、わが国における先住民族として認めない、といった排他的国家システムが強固に構築されてきた。【註12】

これに対してニュージーランドは、1840年のワイタング条約締結以降、紆余曲折を経ながらも、着実に多民族・多文化国家としての歩みを重ねてきた。換言すれば、さまざまな状態を有する人々との協同による国家構築への方向性が明確に位置づいているのがニュージーランドと言える。つまりは、そうした多民族・多文化国家形成への成熟した在り方においてこそ、初めてインクルーシヴ社会構築への具現化が実現すると言って良い。さらに加えて、ニュージーランドでは、前述したように、さまざまな権利擁護団体や機関・組織による活動が強力に機能している。すなわち権利擁護の理念を背景として、ディスアビリティを有する当事者本人が、福祉支援サービスを受け取る利用者・消費者としての対等な立場が保障され、その確立が図ら

れてきたのである。

さて本小論は、ニュージーランドにおける権利擁護システムの分析を通して、いかなる機能的な制約状態を有していたとしても、人権が十分に保障され、その人らしく生きてゆくことのできる社会構築、および当事者本人を主軸とした社会福祉支援の在り方について論じたものである。ここで明らかになったのは以下の3点である。

第1には、ニュージーランドでは、IHC・CCS・DPA等の権利擁護組織をはじめとして、人権擁護委員会 (Human Rights Commission) 等の権利擁護組織が強力に機能している、といった点。

第2には、ニュージーランドでは、インクルーシヴ学習支援への方向性を明確に位置づけた教育法や、権利擁護に関する包括的な差別防止法である人権法、さらには施設解体・閉鎖による地域生活支援方策を打ち出したディスアビリティ方策等の法的整備や充実が図られてきた、といった点。

第3には、ニュージーランド政府が、マオリ民族に対するワイタンギ条約 (Treaty of Waitangi) をベースとした多民族・多文化国家の形成を積極的に図ってきた、といった点。【註13】

インクルーシヴ社会構築のためには、単なる支援システムの改編作業、といった形式的・表面的な変革のみをもってしては、何ら根源的な解決策とはなり得ない。なぜなら、それは人権問題をはじめとして、環境問題、政治問題、経済問題、民族問題、平和問題、国際問題、ジェンダー問題等々と密接にリンクしているグローバルな視野をベースとして成立するものだからである。そのためには権利擁護を支える包括的な人権法の制定が必須、かつ急務である。以上、これをもって、本小論の結語としたい。

【註】

【註1】 牛島義夫「精神薄弱者が存在する意義」『コロニーへの道』慶応通信 1973年 P.25～28

※なお、私自身、これまで以下の拙著・論においてプラス存在論を展開してきた。

○八巻正治『聖書とハンディキャップ』一粒社 1991年

○八巻正治『ハンディキャップ福祉論研究序説 -障害者という「コトバ」をめぐるまなざしについて-』
「四国学院文化学会論集・第76号」四国学院大学 1991年

○八巻正治『ハンディキャップ福祉援助実践の基底としてのまなざし論研究』「社会福祉学」第32-1号 (通巻44号) 日本社会福祉学会 1991年

○八巻正治『ハンディキャップ福祉実践論研究 -プラス存在としてとらえるまなざしについて-』「基督教社会福祉学研究・第24号」日本基督教社会福祉学会 1992年

【註2】 外部評価機関であるSAMSの統括責任者である Angus Capie は、コンシューマー・コントロールの視点から、次のように述べている。「評価モデルを調べるときに考慮すべき主要な要素とは、その評価が、専門家よりはむしろどちらかと言うと消費者、あるいは消費者の代表によってコントロールがなされるのかどうかといったことである。…重要な問題の核心とは、評価チームのメンバーが、看護学や社会科学、あるいはそれらに関連した分野で専門的な資格を有しているかどうかではなく、彼らがディスアビリティを有する人々を地域社会で通常の生活を過ごす権利が与えられている住民として見つめる価値感を有しているかどうか、といったことである。」

Angus Capie (1977; P.248) 『Evaluating Human Service Delivery』「Human Services:Towards Partnership & Support」The Dunmore Press

【註3】 これについては、以下の拙論において論究を行った。

- 八卷正治『インクルーシヴ支援実践論研究 -アシスティヴ・テクノロジーによる学習支援について-』
「梅花女子大学研究紀要（人間福祉編・第5号）」梅花女子大学 2002年
- 八卷正治『インクルーシヴ支援実践論研究 -アオテアロア／ニュージーランドの高等教育機関における機能制約学生への支援サービスについて-』「ニュージーランド研究・第10巻」ニュージーランド学会 2003年

【註4】 The Ministry of Health (2001; p.5) “New Zealand Disability Strategy, 2001”

【註5】 2001年5月のWHO総会において、1980年に提示された、それまでのICIDH (International Classification of Impairments, Disabilities and Handicaps) に代わり、新たにICF (International Classification of Functioning, Disability and Health) が採択されるに至った。ICIDHがImpairment, Disability, Handicapといった、ややもすると当事者本人の機能的制約状態に注視した分類方式であったのに対して、ICFは生活機能というプラス側面へとその視点を転換し、さらにそこに環境因子等の観点を加えたところに、その特徴がある。すなわち、心身機能・構造 (Body function and structure)、活動 (Activity)、参加 (Participation) に加えて、新たに環境因子 (Environmental factors) と個人因子 (Personal factors) とを関係づけた点にその特徴がある。

【註6】 The Ministry of Health (2001; p.3) “New Zealand Disability Strategy, 2001”

【註7】 The Ministry of Health (2008; p.5) “Disability Services Strategic Plan 2008-2010”

【註8】 <http://www.ihc.org.nz/Default.aspx?tabid=1372>

【註9】 A.Horner (1994; pp.159～183) 「Leaving the Institution -Social Support, Friendship and Quality of Life-」 (K. Ballard 「DISABILITY, FAMILY, WHANAU AND SOCIETY」 The Dunmore Press, 1994)

【註10】 [beehive.govt.nz](http://www.beehive.govt.nz) - The official website of the New Zealand Government -

【註11】 日本ソーシャルワーカー協会による「ソーシャルワーカーの倫理綱領 (2005年5月21日制定)」の「Ⅲ. 社会に対する倫理責任」には、「1. (ソーシャル・インクルージョン) ソーシャルワーカーは、人々をあらゆる差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などから守り、包含的な社会を目指すよう努める。」と述べられている。

【註12】 わが国の場合、わずか数年前にも、後に総理大臣に就いた人間から、以下のような誤った認識に基づく民族差別発言がなされている。

麻生総務相「一民族の国はほかにない」九博開館式で発言

麻生総務相は15日、福岡県太宰府市の九州国立博物館 (九博) であった開館記念式典の来賓祝辞で、「一文化、一文明、一民族、一言語の国は日本のほかにない」と話した。麻生総務相はこの日、九博を支援する議員連盟の会長として式典に出席。開館にこぎ着けた感慨を述べたうえで、「一文化、一文明、一民族」との表現を何回かした。式典には行政関係者のほか、在福岡韓国総領事など韓国や中国の関係者を含む約800人が出席した。麻生総務相の事務所は取材に対し、発言について「ヨーロッパなどは侵略や民族の移動で文化などが変わった。だが、日本は国家形成の中でそのような歴史がほとんどなかった、という趣旨だったと思う」と語った。(朝日新聞 2005年10月16日)

麻生新外相に抗議文を提出 一民族発言にウタリ協会

麻生太郎外相が総務相当時、「一文明、一民族、一言語の国は日本のほかにない」と発言したことについて、北海道ウタリ協会は31日、「アイヌ民族の存在を否定するような発言で憤りを覚える」とする抗議文を麻生氏と小泉首相あてに送った。麻生氏は10月15日、福岡県太宰府市の九州国立博物館の開館式典の祝辞で発言した。(朝日新聞 2005年11月1日)

それでも、ようやく2008年6月6日に、衆参両院において、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議案」が採択され、これをもって、わが国も公的に多文化・多民族国家としての歩みを始めた。

以下、衆議院の決議文を紹介する。

アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議案（第169回国会、決議第1号）

昨年九月、国連において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が、我が国も賛成する中で採択された。これはアイヌ民族の長年の悲願を映したものであり、同時に、その趣旨を体して具体的な行動をとることが、国連人権条約監視機関から我が国に求められている。我が国が近代化する過程において、多数のアイヌの人々が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を、私たちは厳粛に受け止めなければならない。全ての先住民族が、名誉と尊厳を保持し、その文化と誇りを次世代に継承していくことは、国際社会の潮流であり、また、こうした国際的な価値観を共有することは、我が国が21世紀の国際社会をリードしていくためにも不可欠である。特に、本年七月に、環境サミットとも言われるG8サミットが、自然との共生を根幹とするアイヌ民族先住の地、北海道で開催されることは、誠に意義深い。政府は、これを機に次の施策を早急に講じるべきである。

一 政府は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を踏まえ、アイヌの人々を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること。

二 政府は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されたことを機に、同宣言における関連条項を参照しつつ、高いレベルで有識者の意見を聞きながら、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組むこと。右決議する。

- 【註13】ワイタング条約（Treaty of Waitangi）は、英国君主と先住民マオリとの間で1840年に締結されたニュージーランド最初の条約であり、これによってニュージーランドは英国領となり、マオリが有する土地や文化の継承が約束された。しかし今なお不平等条約であるとの論議が絶えない。それでもワイタング条約は、多文化・多民族国家としてのニュージーランドの国家ポリシーを象徴する条約として、教育機関や福祉支援組織のパンフレット等に条約遵守が明記されるのが常である。

